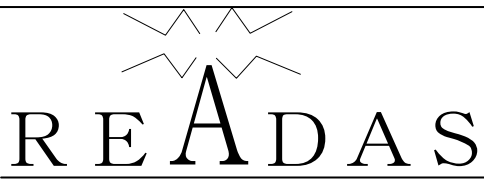


第 4958 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 4月 8日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 企業型確定拠出年金の限度額が引上げに

Q：今年度の税制改正では、非課税となる企業型確定拠出年金の拠出限度額が変わったようですが、どのようになったのですか？

A：他に企業年金がない場合は月額55,000円、他の企業年金がある場合は月額27,500円になりました。

【解説】

確定拠出年金制度は、平成13年に創設された制度で、企業ごとに実施する企業型と個人単位で加入する個人型があり、拠出した掛金は、事業主側では全額損金、個人側では全額所得控除できるというものです。

今年度の税制改正では、企業型の確定拠出年金の拠出限度額が改正され、他に企業年金がない場合は月額55,000円（改正前51,000円）、他に企業年金がある場合には27,500円（改正前25,500円）に引き上げられます。

なお、今年度の税制改正では、企業型の確定拠出年金だけが改正されており、個人型の確定拠出年金や事業主の拠出額を限度とし、かつ事業主と合わせた拠出限度額の範囲で掛金が決められるマッチング拠出については見送られています。

この拠出限度額の改正は、税制改正ではなく、確定拠出年金法施行令の一部改正という形で改正され、適用時期については、平成26年度中に公布・施行されることとなっています。

